

香芝市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和3年6月24日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 委託した歳入の徴収又は収納の事務
ふるさと納税ポータルサイトを通じて収納する「香芝市ふるさとまちづくり寄附金」に係る寄附金
- 2 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社アイモバイル 代表取締役社長 野口 哲也
東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S.ビル N 棟 2F
- 3 委託の期間
令和3年6月24日から令和4年3月31日まで